

確定申告が始まります

2月16日
～
3月15日

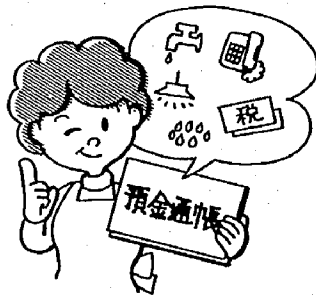
二月十六日から確定申告が始まります。亀田町では役場・公民館を会場に、前号でご案内したとおり、申告の種類に付けて日程を組みました。また営農・譲渡関係については、新潟税務署が通知しています。それぞれ指定された日時においでください。(正午～一時の間はお昼休みのため受付をしませんのでご注意ください)

口座振替が

便利です

所得税の納入方法に、振替納税制度があります。この制度を利用すれば、銀行などの預金口座から振替で納税することができます。納税のための手数料が少なく済みます。また、うっかり納期限を忘れて滞納してしまふこともなくなり、たいへん便利です。

口座振替の手続きは、確



定申告の納税相談会場でもできます。通帳とその届け出印をご持参ください。

贈与税の申告も

お忘れなく

平成五年分の贈与税の申告・納税は、三月十五日までです。贈与税は、個人からもらった現金、有価証券、不動産などの合計額が、一年間に六〇万円を超えた部分についてかかります。ただし、住宅取得資金の贈与、配偶者の居住用不動産については特例もあります。贈与税の申告・納税については、お気軽に税務署、または税務相談室におたずねください。

青色申告は

申請してから

個人事業者の青色申告に



は、青色申告控除や青色専従者控除をはじめ、特典を受けることができます。青色申告をするには、事前に税務署の承認が必要です。これから青色申告にしようという人は、三月十六日までに「青色申告承認申請書」を、税務署に提出してください。

☎二二九一二一五

固定資産税

課税台帳縦覧期間の変更

平成六年度の固定資産税(家屋・土地・償却資産)の課税台帳を、所有者に縦覧します。なお、今年も固定資産税の評価替えの年にあたりますが、地方税法の改正が遅れていますので、縦覧期間は次のとおり変更します。

■縦覧期間：四月六日(水)～二十五日(月) (日曜・土曜を除く) 時間は午前八時三十分～午後五時

■縦覧場所：役場税務課(二階)

農業委員会委員の選挙人名簿を縦覧

二月二十二日～三月九日

毎年一月一日現在で、農業委員会の選挙権を有する資格のある人を調整することになっています。この縦覧が終わると、三月三十一日をもって確定し、平成七年三月三十日まで据え置かれます。

この縦覧が終わると、三月三十一日をもって確定し、平成七年三月三十日まで据え置かれます。

■問い合わせ：役場住民課(土・日曜を含む午前八時～午後五時)、役場 ☎三八一―二二―一六六

建築物防災週間

安全対策は万全ですか
防災査察を実施します

3月17日

児童扶養手当と特別児童扶養手当

児童扶養手当と特別児童扶養手当をご存じですか。児童手当とは異なり、母子家庭の児童、障害をもつ児童の養育者に対して、児童の健全な成長を願い、経済的援助を行うのが、児童扶養手当および特別児童扶養手当の制度です。

児童扶養手当とは

児童扶養手当は、父と生計を同じくしていない一八歳未満の児童（二〇歳未満でおおむね中度以上の障害がある児童）に対し、心身の健全な成長、福祉の増進を図ることを目的として、児童を育てている母、または母に代わって児童を育てている人に支給されます。また、父が重度の障害者である場合も支給されます。



- 《支給要件》
- ① 母または養育者が養育している児童が、次の要件に該当する場合に、手当が支給されます。
 - ② 父が死亡した児童（遺族基礎年金を受給できない場合）
 - ③ 父が重度の障害者である児童（障害基礎年金の加算の対象になっていない場合）
 - ④ 父の生死が明らかでない児童
 - ⑤ 父から一年以上遺棄（おきざりに）されている児童
 - ⑥ 父が法令等により一年以上上拘禁（刑務所等に入所）されている児童
 - ⑦ 母が婚姻によらないで懐胎した児童で、父の認知

特別児童扶養手当とは

- 特別児童扶養手当は、二〇歳未満で身体または精神に重度障害または中度障害がある児童を家庭で育てている父母、あるいは父母に代わってその児童を育てている人に、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。
- 《支給要件》
- 次の要件に該当する重度または中度の障害をもつ児童を育てている父母、あるいは父母に代わってその児童を育てている人に、手当が支給されます。
 - ① 目や耳、体の不自由な児童
 - ② 日常生活を制限される程度の病気のある児童
 - ③ 知恵遅れや情緒障害のある児童

受給該当者は

児童扶養手当および特別児童扶養手当に該当される人は、役場民生課に申請してください。

受給者の異動は必ず手続きを！

児童扶養手当および特別児童扶養手当の支払いは、年三回行われていますが、住所や金融機関の変更があった場合に、必要な手続きをしないこと、手当を受給できないことがあります。

住所や金融機関を変更された受給者の人で、まだ手続きが済んでいない人は、できるだけ早く民生課の窓口で、必要な手続きを行ってください。

18日から受付

- とき：三月五日（土）午後一時～五時
- ところ：亀田西中学校・パソコン教室
- 内容：表計算ソフト「ロータス1.2.3」
- 対象：初心者（高校生以上）
- 申し込み：二月十八日（金）から公民館で受付開始。受講料（資料代二千円）を添えて、お申し込みください。

老人居室整備 資金の貸付け

町では、在宅老人福祉事業の一つとして、老人の居室整備資金の貸付けを行っています。ご希望の人は、どうぞお申し込みください。

- 貸付けを受けられる人
 - ① 町内に居住し、六〇歳以上の親族と同居している人で、自分で整備することが困難な人
 - ② 貸付けを受ける人が、所有している住宅の増改築
- 貸付限度額：二六万四千円
- 貸付金の利率：年三・二%
- 返済方法：元利均等月賦
- 返済期間：資金を貸付けた翌月から一〇年以内
- 保証人：町内に住所を有する人（二人）

お問い合わせ：役場民生課
☎三八一―二二―一 幟110

介護者の負担を軽減する 福祉サービスの案内

ねたきりなど、在宅で介護を受ける人が多くなっています。介護者の負担は重く、精神的・肉体的な「介護疲れ」で、介護する人が倒れるケースもあります。

町では、介護者の負担軽減、ねたきりのお年寄りの福祉として、次のサービスを行っています。詳しい内容は、民生課にお問い合わせください。

- ホームヘルパー：ねたきりのお年寄り、ひとり暮らしのお年寄りなど、在宅で介護を受ける人が多くなっています。介護者の負担は重く、精神的・肉体的な「介護疲れ」で、介護する人が倒れるケースもあります。
- デイサービス：身体が虚弱なお年寄りを日中お預かりし、入浴・食事サービスなどが受けられます。（自宅まで送迎します）
- 短期入所：介護者が病気や冠婚葬祭、休養などで一時的に介護できない場合、特別養護老人ホームでねたきりのお年寄りをお預かりします。

福寿大学修了式 婦人大学修了式

- とき：三月四日（金）午前十時
- ところ：町民会館大ホール
- 授業：「生きがいを作る三つの原理」
- 現新潟市学校教育指導主事 若林一男先生
- ※授業終了後、修了式を行います。
- とき：三月二日（水）午前十時
- ところ：公民館三〇一会議室
- 授業：「地球温暖化の現況（スライドを中心）」
- IGBP講演者、日本気象学会会員 中西朗先生
- ※授業終了後、修了式を行います。

スポーツ安全保険

サークルや補導会などで万一の事故に備えて加入を

平成六年度のスポーツ安全保険の受付が、三月一日から始まります。この保険は、スポーツ活動や文化活動、奉仕活動などを行っているさいに、傷害事故や第三者に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合、保険金が支払われます。グループのみなさんや指導者の方々が、安心して活動ができるようにするために設けられた制度です。この保険は、五人以上のグループで加入できます。みなさんでぜひ加入しましょう。

説明資料「スポーツ安全保険のあらまし」は、社会教育課にもあります。



平成六年度スポーツ安全保険の補償内容

区分	・スポーツ少年団など中学生以下のグループ ・成人の文化社会奉仕活動のグループ	・老人クラブ団体 ゲートボールなど、おおむね60歳以上の人により構成された団体	・ママさんバレーなど地域スポーツのグループ ・高校の運動部、大学、会社などの同好会
掛金（1人年額）	400円	600円	1,300円
死亡・後遺障害	2,000万円	500万円	2,000万円
入院（1日）	4,000円	1,800円	4,000円
通院（1日）	1,500円	1,000円	1,500円
賠償責任保険の補償限度額	対人賠償＝1人1億円、1事故5億円 対物賠償＝1事故500万円 *いずれも免責1,000円		
共済見舞金	突然死、日射病・熱病により死亡した場合 120万円		

10年間ご利用がないと…… 郵便貯金の権利が消滅します

タンスの隅などに、忘れ去られた貯金通帳はありますか。郵政省では、10年間、ご利用のまったくない貯金に対して、預け入れや払い戻しをお勧めする「お知らせ」を送付しています。

送付後、2か月たってもご利用のない場合には、権利が消滅することになりますので、この通知が届きましたら、通帳と印鑑、「お知らせ」を持って、お近くの郵便局までおいでください。



平成七年の歌会始

お題は「歌」

平成七年の歌会始のお題が「歌」と定められました。詠進要領は、次の通りです。

- 詠進方法：半紙（和紙）に毛筆で自書すること。
- 自書できない場合、代筆も可。その場合、別の紙に代筆の理由、代筆者の住所及び氏名を書いて添

- 失格事項
 - ① 一人で二首以上詠進した場合
 - ② 詠進歌が既に発表された歌と同一または著しく類似した歌である場合
 - ③ 代筆を除いて、同筆と認められるすべての詠進歌
 - ④ 住所、氏名、生年月日、職業を書いていないもの。その他詠進要領によらない場合。

(約24センチメートル)

歌	郵便番号、住所
氏名	ふりがな
生年月日	職業

(約33センチメートル)

亀田おやこ劇場 低学年例会

お・じ・3

風の子東京 公演



●と き… 2月27日(日)
午後1時～(1回目)
午後4時～(2回目)

●ところ… 公民館

あの萩本欽一さんの演出です。子どもに夢をはこびたいと思っている3人のおじさんたちが、やっと子どもたちのところで公演することになってところが…。劇団風の子のあったかい舞台をおたのしみに！

募集 英会話サークル

米人講師による、初心者向けの英会話サークルです。入会は随時受け付けていますので、お気軽にどうぞ。

●開催日：毎週金曜日 ① 午後〇時四十分～一時五十分、②午後二時～三時十分

●会場：本町一丁目

●申込先：次へ

布川 ☎三八二一三五八一
広田 ☎三八二一四〇八三

募集 ビデオクラブ

昨年発足した亀田ビデオクラブは、ビデオ撮影等の研修会を行っています。家

94・フレイワウエイ・新潟

三月十九日～二十一日の三日間、新潟産業振興センターで「94・フレイワウエイ・新潟」が開催されます。ただいま、役場産業課で前売入場券（四〇〇円、中学生以下は無料）を取り扱っています。お問い合わせは、産業課へ（☎三八一―二二― 一内線二八二）。

告知板

行政相談 3月1日 午前9時～正午

●ところ 諏訪1・5・32 ■相談員 斎藤 行さん ☎(381)3869 役場や公共機関の仕事への苦情、相談を受け付けます。お気軽にどうぞ。

心配ごと相談所 毎週火曜日

■時間 午前9時30分～午後3時 ■ところ 社会福祉協議会事務局(新明町1) ※この時間内に、電話での相談も受け付けます。☎(381)7221 個人の秘密は厳守、お気軽にご相談ください。

酒害相談 毎週土曜日 午後7時～9時

■ところ 公民館 ■担当 新潟県酒害相談員 個人の秘密は厳守、お気軽にご相談ください。

犬・猫の引取り 3月3日

■時間 午前8時30分～9時 ■ところ 役場保健課 ■手数料 1頭(子犬・子猫は10頭)1、400円(未登録の犬は登録料2、1000円を加算) 事情により飼えなくなった犬(大型犬を除く)・猫の引取りを希望する人は、前日までに保健課へ連絡してください ☎(381)2111 内線156

ごめいふく

(1月後半届出)

故 人	世帯主	住 所	区
石井 大也(7)	本人	諏訪二	12
清水正十三(6)	本人	諏訪三	15
野口外一郎(6)	由平	元町一	20
澤田トシミ(6)	豊一	船戸山一	22
五十嵐チヨ(7)	喜一	袋津六	32
荒井 清吾(7)	本人	砂岡一	33
片山 チェ(6)	太一	城山一	36
枝並ハル子(6)	肇	城山一	36
甲斐 昭平(6)	本人	茅野山	40
櫻井 宗吉(7)	本人	早通	43
残熊 キセ(6)	正三	長瀧	46

住民の動き